各部局長 殿

危機対策本部長 山 極 壽 一

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインにおける 対応レベルの引き上げについて

このたび、京都府から新型コロナウイルス感染症への対応の一層の強化を図るため、本 学に対しても「施設の使用制限の要請」がありました。

ついては、府の要請を踏まえ、本学の感染拡大の対応の更なる強化を図るため、「新型 コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」における各カテゴリーの対応 レベルを**レベル3**に引き上げることといたします。

なお、本ガイドラインは、全学共通の対応のボトムラインを示すものであり、各部局におかれては、各々の状況に応じ、国の基本的対処方針である「最低7割、極力8割」の活動の減少に資するため、より高い制限のご検討をお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン:レベル3

## 【 Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】

〇 授業活動等

対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。 やむを得ず対面で実施する場合には感染拡大の防止に最大限の配慮をして行う。 特に演習、実験、実習を対面で行う場合には、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施する。

○ 課外活動 すべての課外活動を自粛する。

## 【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】

- 学内会議の実施 原則、オンライン会議で実施する。
- 職員の勤怠 運営上必要な業務を絞り、執務の体制を分割し、出勤と在宅勤務を交代で実施する。

## 【Category3:研究活動】

○ 現在実施中の実験等および研究室の運営に必要最小限の研究メンバーのみ出勤し、 研究活動に従事する。

あらたな実験を開始することを原則禁止する。